

令和3年 第101回南あわじ市議会定例会

提案する諸条例等の制定要旨

議案第40号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、「第8期老人福祉計画及び介護保険事業計画」の策定により令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者に係る介護保険料の決定によるもの、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により基準所得金額を改正するもの、並びに平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。